

内閣府食品安全委員会事務局

平成17年度食品安全確保総合調査報告書

オーストラリアおよびニュージーランドにおける 食品の安全確保の体制に関する調査報告書

平成 18 年 3 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

第1部	オーストラリア	1
第1章	オーストラリアにおける食品安全管理体制	1
1.	概略	1
2.	沿革	3
3.	食品基準コード (Food Standards Code)	8
4.	州やニュージーランドとの関係	10
第2章	オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関 (FSANZ)	12
1.	根拠法	12
2.	FSANZ の役割	13
3.	組織	14
4.	委員会	16
5.	予算	18
6.	食品基準の作成	19
7.	輸入食品	26
8.	食品リコール	27
第3章	食品規制閣僚会議	30
1.	食品規制閣僚会議の役割と構成	30
2.	食品基準に関する決定プロセス	31
3.	政策ガイドライン	33
4.	食品規制常任委員会と実施小委員会	36
5.	食品規制事務局	37
第4章	他の連邦関連省庁	38
1.	連邦保健高齢化省	38
2.	連邦農水林業省	41
第5章	州レベルの食品安全体制～ニューサウスウェールズ州の例	43
1.	ニューサウスウェールズ州食品局	43
2.	関連他省庁との連携	46
3.	州レベルでの食品安全基準の策定と実施	47
4.	緊急時対応	49
第6章	食品由来感染症サーベイランス	52
1.	オーストラリアの感染症サーベイランス体制	52
2.	OzFoodNet	53
3.	オーストラリアにおける食品由来感染症の状況	55

第7章 連邦レベルの緊急時対応.....	56
1. 食品基準作成における緊急対応.....	56
2. 保健高齢化省の緊急時対応例（鳥インフルエンザ）.....	57
3. 農水林業省の緊急時対応例（口蹄疫）.....	63
第8章 クレーム処理・オンブズマン.....	66
1. FSANZ におけるクレーム処理.....	66
2. オーストラリア連邦オンブズマン.....	67
第9章 オーストラリア消費者協会.....	69
1. 概要.....	69
2. 食品安全政策や食品安全基準に関する取組み.....	70
第2部 ニュージーランド.....	72
第1章 ニュージーランドにおける食品安全管理体制.....	72
1. ニュージーランドにおける食品安全行政の位置づけ.....	72
2. ニュージーランドにおける食品安全行政の沿革.....	73
3. 食品安全管理体制.....	74
第2章 NZFSA（ニュージーランド食品安全庁）.....	76
1. 組織の位置づけと体制.....	76
2. 財源.....	78
3. 基本的な政策アプローチ.....	79
4. リスクアセスメントとリスクマネジメント.....	82
5. NZFSA-VA（NZFSA 検査機関）の役割.....	89
6. コミュニケーション.....	90
7. ニュージーランドにおける緊急事態対応.....	92
第3章 食品安全行政における NZFSA 以外の機関の役割.....	96
1. 地方における食品安全行政.....	96
2. 保健省の食品安全行政における役割.....	99
3. ESR（環境科学調査研究所）.....	100
第4章 ニュージーランド消費者協会.....	103
1. 組織の概略.....	103
2. 消費者協会の活動.....	105
資料編	

第1部 オーストラリア

第1章 オーストラリアにおける食品安全管理体制

1. 概略

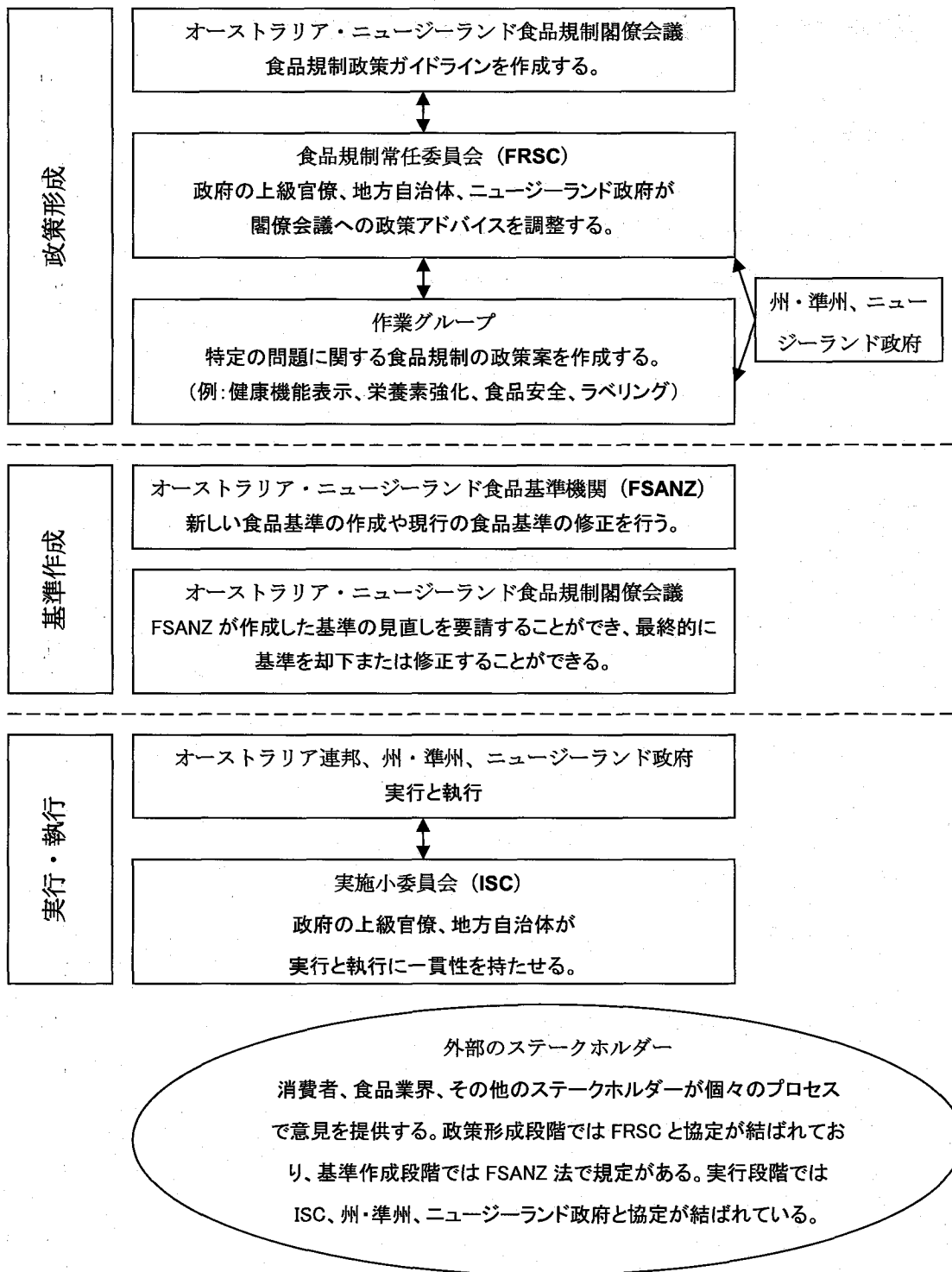
オーストラリアとニュージーランドでは、多くの分野で両国共通の食品基準が存在する。この食品基準を作成するのが、「オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関 (FSANZ ; Food Standards Australia New Zealand : 以下、FSANZ)」である。

FSANZ では、食品基準作成の申請や自らの発議により、食品規制閣僚会議で承認された食品政策ガイドラインに基づいて、食品基準を作成する。食品政策ガイドラインの承認を行う食品規制閣僚会議のメンバーは、オーストラリア連邦政府、オーストラリアの各州・準州¹やニュージーランド政府の保健担当大臣を含む関係閣僚で構成されている。

オーストラリアでは、この食品基準や規制の執行・管理を、輸入食品の表示については連邦政府が、その他国内産食品の表示等については州・準州・特別地域政府が実施している。州・準州政府は FSANZ が作成した食品基準をもとに、自らの地域の食品関連法制を改正することによって、食品基準を執行している。

¹ オーストラリア連邦は、6つの州（ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州、クイーンズランド州、南オーストラリア州、西オーストラリア州、タスマニア州）、北部準州、首都特別地域から構成される。

図表 1-1 オーストラリアにおける食品規制システム



(資料) “Discussion paper Review of FSANZ assesment and approval process and treatment of confidential commercial information “をもとに作成。

2. 沿革

(1) 食品基準共通化への取組み

オーストラリアは連邦国家であり、連邦政府、州・準州政府、自治体の3層構造となっている。歴史的経緯から州の権限が強く、連邦の立法権限は、憲法により国防、外交、通商、租税、通貨、移民等の特定の事項に限定されている。食品や衛生についても州の権限となっていることから、州・準州政府が独自に食品法制を設けており、全国共通の食品法制はなかった。

しかし、1970年代になると、全国共通の食品法制を作成する動きが始まり、1980年には食品基準に関する規制と食品衛生に関する規制について定めた「模範食品法 (Model Food Act)」が各州の保健大臣により承認された。各州はこれに沿って食品法制を改正したものの、各州の食品基準を同一化にするまでには至らなかった。1990年の連邦産業技術商業省 (Department of Industry, Technology and Commerce) のレポートでは、「生産コストが考慮されずに規制が増加しており、ばらばらで協調性のない連邦と州の関係は、オーストラリアの競争力に影響を与えている」と指摘していた。1986年には連邦と州・準州との間に同一の食品基準を採用する協定が結ばれ、食品基準を採択する機関として各州・準州の保健担当閣僚を構成メンバーとする「オーストラリア食品基準会議 (NFSC; National Food Standards Council)」が設置された。この当時、食品基準案を作成していたのは「国立保健医療研究会議 (NHMRC; National Health and Medical Research Council)」であった。1987年からこの役割は法務省消費者局 (Bureau of Consumer Affairs, Attorney-General's Department) に移管された。

1991年には、「全豪食品局法 (National Food Authority Act)」に基づき、「オーストラリア食品局 (NFA; National Food Authority)」が設立された。この目的は、食品基準の作成を単一機関に集約させ、全国的な規制の統一性を確保することにあった。法の執行の責任は州や特別地域に残された。1995年には、ニュージーランドとの間で共同食品基準設定システムに関する協定が結ばれ、全豪食品局法も改正された。改正法に基づき、1996年に「オーストラリア・ニュージーランド食品局 (ANZFA; Australia New Zealand Food Authority、以下、ANZFA)」が設立された。これにより、オーストラリアとニュージーランドで共通の食品基準が設定されることとなった²。

(2) 食品基準作成プロセスの改革

FSANZの設立に至る改革は、1998年の食品規制見直し委員会 (Food Regulation Review Committee) による「食品規制見直し報告書 (Report of the Food Regulation Review)³」の勧告がその基礎となっている。この報告書は、1997年3月に、小規模事業規制撤廃対策委員

² 後述するように、両国間の全ての基準が共通化されているわけではない。

会 (Small Business Deregulation Task Force) の報告書に対する回答書「More Time for Business」の中で、ハワード首相が食品規制の見直しを発表したことを受けて作成されたものである。

【参考】ハワード首相の食品規制見直しに関する発言

「連邦政府は、ビジネスの観点から見た食品規制による負担の包括的な見直しを行うために政府間ワーキンググループの設立を提案する。この見直しは、食品輸出・輸入や国内消費用の食品生産に関係する、連邦、州、準州、自治体の全ての規制や法令遵守活動、執行活動を含むものである。目的は、食品産業の懸念と食品規制の現在の改革状況を明らかにし、それらの懸念を解決し、改革プロセスを加速化させる方法を提案することである。」

(資料) “MORE TIME FOR BUSINESS, Statement by Prime Minister, the Hon John Howard MP, 24 March 1997” をもとに作成。

この「食品規制見直し報告書」では、各州・準州間で法制度が統一されていないこと、省庁の責任範囲に重複があること、食品基準設定プロセスが非効率であることなど、それまでのオーストラリアにおける食品規制の問題点を数多く指摘している。

図表 1-2 食品規制見直し報告書で指摘された当時の食品規制の問題点

- ・各州・準州間やフードチェーンを通じて法制度が統一されていない
- ・執行官によって規制の適用が異なる
- ・執行官によって法律・規制の解釈が異なる
- ・省庁の責任が明確でなく、一貫性もない
- ・省庁の責任範囲に重複がある
- ・政府省庁間の協調性が欠如している
- ・執行が不適切で協調性がない
- ・産業や政府によって複数回の監査がある
- ・監査官や査察官の教育が不十分である
- ・食品取扱者への衛生に関する教育が不十分である
- ・食品基準設定プロセスが非効率である
- ・食品基準と規制が不適切である
- ・政府の意思決定時における中小企業との協議が不十分である
- ・食品規制に関する情報へのアクセスが不適切である

(資料) Food Regulation Review Committee, “Report of the Food Regulation Review” July 1998 をもとに作成。

³ 委員会議長 Dr. WH (Bill) Blair OAM の名をとって、「Blair report」とも呼ばれる。

各州・準州の保健担当省庁は、それぞれ異なる衛生規制を持っているが、それらには規範的なものもあり、多くは時代遅れのものであった。食品安全規制について、食肉担当部局、保健省、場合によっては一次産品担当省庁が関与し、それぞれが法律を管轄しているため、さらに複雑なものとなっていた。例えば、国内及び輸出向け食肉業務を行うためには「オーストラリア検疫検査局（AQIS；Australian Quarantine and Inspection Service、以下、AQIS）」に登録しなければならない。また、国内向け乳製品と食肉施設は、食肉・乳製品を管轄する省庁に登録しなければならない。さらに、行政の管轄地域が異なると、法制度によって手数料や必要な書類も異なる。

産業界は、一つの食品ビジネスであっても、複数の食品法によって食品施設に関するさまざまな登録を求められることを批判してきた。また、食品基準設定プロセスに時間がかかることも問題としていた。申請の処理期限は12か月とされているが、18か月に延長できること、状況によっては一時凍結する（stop the clock）ことも可能となっていた。審査プロセスの長期化は、新技術を採用する上で非常にコストがかかる要因となる。また、食品基準の審査期間の長さに加えて、協議を公開して行うこと（public nature of the consultations）も新技術による競争力の優位性を失わせていると指摘していた。

このような意見を踏まえ、2000年11月3日、オーストラリア政府間評議会（COAG；Council of Australian Governments）は新しい食品規制システムを発効させる政府間協定（Food Regulation Agreement）に署名した。オーストラリア連邦と、オーストラリアの全ての州、準州がこの協定の署名者である。

この政府間協定は公衆衛生と安全を高める、より合理的かつ効率的で国家を中心とした食品規制システムの基礎となるものであった。

この協定の目的は、次のとおりである。

図表 1-3 食品規制に関する政府間協定の目的

- 公衆衛生と安全の保護を目的とした安全な食品管理体制を提供すること。
- 食品業界に対する規制による負担を軽減すること。
- オーストラリアにおける国内・輸出基準の調和、及び国際食品基準との調和を促進すること。
- 業界や政府、消費者に対して、費用対効果の高い法令遵守と執行の仕組みを提供すること。
- 連邦レベルで合意された政策、基準、執行手続きに基づいて、オーストラリア全域にわたる共通の規制アプローチを提供すること。
- 全てのレベルの政府と多くの閣僚が食品安全に対する責任を認識すること。

また、この協定に基づく新モデルの特徴は、次のとおりである。

図表 1- 4 新たな食品規制モデルの特徴

- 全ての食品基準（一般、農業、水産業）を一つのシステムの下にまとめたこと。
- 食品規制常任委員会による支援・助言を受け、食品規制閣僚会議が全体的な戦略・政策を定めること。
- 新しい組織による強力なエビデンスをもとにした基準の作成。この専門的な委員会 (skills-based Board) は、閣僚会議に基準を提言するというより、基準を作成・承認する。
- 消費者、業界、政府にとって最も利益となるような、実施における現実的かつ効果的な法令遵守と監視を強調すること。

この協定に基づき、2002年7月に ANZFA は FSANZ へと改組され、関係機関にも変更があった。

これまでの「オーストラリア・ニュージーランド食品基準会議 (ANZFSC ; Australia and New Zealand Food Standards Council)」が、「オーストラリア・ニュージーランド食品規制閣僚会議 (ANZFRMC ; The Australia and New Zealand Food Regulation Ministerial Council、以下、食品規制閣僚会議)」となり、FSANZ の上位に位置づけられた。FSANZ が作成した食品基準の承認に加えて、食品基準作成の指針となる政策ガイドラインの作成が役割となった。また、閣僚会議には保健担当大臣以外の大臣の参加も可能となった。これに伴い、かつての「オーストラリア・ニュージーランド食品局諮問委員会 (ANZFAAC ; Australia New Zealand Food Authority Advisory Committee)」は「食品規制常任委員会 (FRSC ; Food Regulation Standing Committee、以下、FRSC) となった。

また、「農場から食卓まで (From Paddock to Plate)」との考え方に基づき、動植物のリスク評価が農水林業省 (DAFF ; Department of Agriculture, Fisheries and Forestry) から FSANZ へ移管された⁴。これは、イギリスでの BSE 発生時、農林大臣・保健大臣との間でコミュニケーションが取れていなかったことを反面教師にしている。

さらに、閣僚会議・FSANZ 理事会への産業側の参加者が増加した。例えば、閣僚会議には保健大臣以外の大臣が参加できるようになった。FSANZ 理事の専門分野の要件にも、食品産業、食品生産者などが追加された。これに対しては消費者団体などからは、産業界の利益が優先されるといった批判があった⁵。

⁴ 農水林業省は情報提供の役割に限定され、多くの作業は保健高齢化省がリードして行う。

⁵ Bill Digest No.120 2000-01 Australia New Zealand Food Authority Amendment Bill 2001.

図表 1- 5 オーストラリアにおける食品基準作成機関の変遷

NFA	ANZFA	FSANZ
1991 年設立	1996 年設立	2002 年設立
National Food Authority Act 1991	Australia New Zealand Food Authority Act 1991	Food Standards Australia New Zealand Act 1991
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各州、準州政府の食品基準作成に関する権限が NFA に委譲される。州は自動的にその基準を受け入れる。 ➢ 全国的なサーベイランス、法の執行、食品リコール、輸入食品のリスク評価、消費者教育を担当。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 前年のニュージーランドとの協定により改組された。ニュージーランドが参加。両国間で共通化されない基準も存在。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一次産品もカバー。 ➢ 食品基準の作成だけでなく決定も担当する。閣僚会議の役割は承認であり、FSANZ に見直しを要請することもある。 ➢ 新設の閣僚会議には保健担当大臣以外の閣僚も参加することが可能。

(資料) 各種資料より作成。

3. 食品基準コード (Food Standards Code)

1994年から開始された食品基準の見直しは1999年12月に終了し、新しい食品基準コードは2000年3月にパブリックコメントに出された。オーストラリア・ニュージーランド両国共通の食品基準コードは2000年12月に初めて発行された。2002年12月までの移行措置を経て、一部を除き両国共通の食品基準として適用されている。

このうち、食品安全基準は食品基準コードの第3章として組み込まれているが、他の食品基準コードの章とは別の作成プロセスを経ている。

1994年のNFAのディスカッションペーパー「Safe Food Handling -Australia」では、食品安全に対する、より予防的なアプローチの必要性が提唱された。全国的な食品衛生法制と、HACCPを基準にした食品安全プログラムが提案された。

1995年には、病原性大腸菌O-111に汚染されたソーセージ(Mettwurst)による感染症が発生し、170人が被害を受け、このうち23人の子供がHUS(溶血性尿毒症症候群)となり、1人が死亡した。食品安全の改善に向けた要望が高まり、オーストラリア・ニュージーランド食品基準会議(ANZFSC)はANZFAに新しい食品安全基準の作成を要請した。

これに対して1996年にANZFAはインフォメーションペーパー「Proposal to Develop a National Food Hygiene Standard」を公開した。これは、食品基準コードの正式な修正プロセスのひとつとされた。1997年7月に基準案がパブリックコメントに付された。食品安全基準はニュージーランドとの1996年協定の対象外であったため、オーストラリアのみに適用される衛生基準として提案された。

食品基準コード3.2.1以外の第3章は2000年8月に公示され、一部を除いて2001年2月から実施された。しかし、食品基準コード3.2.1の食品安全プログラムは非常にコストがかかるとの理由で、費用と影響に関する調査が実施されることになった。この結果、2003年12月に閣僚会議は食品安全プログラムを生牡蠣のようなリスクの高い食品を扱う、または病院など疾病になりやすい人々を対象とした施設、ケータリングのようなよりリスクの高い食品処理に限って義務化することで合意された。

食品安全基準を含め、食品基準コードは4つの章で構成されている。第1章は「一般食品基準(General Food Standards)」であり、ラベル表示、食品添加物、汚染物質の基準等について定めている。これらは、全ての食品に適用される。ただし、ニュージーランドは最大残留限界量(MRLs)を独自に規制しているため、この部分はオーストラリアにのみ適用される。第2章は「個別食品基準(Food Product Standards)」であり、穀物、肉、卵、魚、果物、野菜、食用油、乳製品、飲料、砂糖、はちみつ、幼児食やサプリメント等の特別な目的の食品に関する基準が定められている。第3章は「食品安全基準(Food Safety Standards)」であり、食品安全プログラム、安全の要件等、オーストラリアにおける食品衛生について書かれている。ニュージーランドには独自の食品衛生の基準があり、この部分は共通化されていない。第4章は「一次産品に対する基準(Primary Production Standards)」である。現

在はワイン、海産物、チーズについての基準が定められている。第4章もオーストラリアのみの適用となっている。

図表 1- 6 食品基準コードの目次 (概要)

第1章 一般食品基準

- 1.1 節 まえがき
- 1.A 節 暫定基準 (2002年12月20日から実施:一部ニュージーランドのみ)
- 1.2 節 表示と他の必要な情報
- 1.3 節 食品に加えられる物質
- 1.4 節 汚染物質と残留物 (一部オーストラリアのみ)
- 1.5 節 事前の手続きを必要とする食品
- 1.6 節 微生物と加工要件 (一部オーストラリアのみ)

第2章 個別食品基準

- 2.1 節 穀物
- 2.2 節 肉類・卵・魚類
- 2.3 節 果物・野菜
- 2.4 節 食用油
- 2.5 節 乳製品
- 2.6 節 ノンアルコール飲料
- 2.7 節 アルコール飲料
- 2.8 節 砂糖とはちみつ
- 2.9 節 特別な目的の食品
- 2.10 節 他の食品に関する基準

第3章 食品安全基準 (オーストラリアのみ)

- 3.1 節 まえがき
- 3.2 節 食品安全要件

第4章 一次産品基準 (オーストラリアのみ)

- 4.2 節
 - 基準 4.2.1 魚介類の生産と加工の基準
 - 基準 4.2.2 家禽肉の生産と加工の基準
 - 基準 4.2.3 肉類の生産と加工
 - 基準 4.2.4 予備
 - 基準 4.2.4A 特定のチーズに関する生産と加工の基準
- 4.5 節
 - 基準 4.5.1 ワイン生産要件 (オーストラリアのみ)

変更履歴

索引

(資料) 食品基準コードをもとに作成。

4. 州やニュージーランドとの関係

(1) 州・準州との関係

1991年のオーストラリア食品局（NFA）から始まる全国的な食品基準作成機関が設立された後も、衛生に関する憲法上の責任は州にあるままである。このため、FSANZが作成し、閣僚会議が決定した食品基準はそのまま各州・準州の食品基準となるわけではない。FSANZが作成し連邦が公示した食品基準を、州・準州が州の食品法制として組み込むために、法制化等の措置をとることとされている（食品基準協定第23条）。

州は、一般的なプロセスを通じた法制化では公衆衛生・安全に影響がある場合、一定の手順に沿って食品基準の採択・変更を行うことができるが、この採択された基準や変更の有効期限は12か月以内となっている（同 第28条）。これ以外の場合で、州や準州が独自に食品基準を設定することはできない（同 第25条）。

また、食品規制閣僚会議が認めた場合には、FSANZが個別の州・準州やその中の一部地域を対象とした食品基準を作成することも可能とされている（同 第27条）。

(2) ニュージーランドとの関係

オーストラリアとニュージーランドは経済的に密接な関係がある。ニュージーランドは、両国の公衆衛生を保護し、両国間の貿易障壁を削減するために、食品基準を共通化することに合意した⁶。

オーストラリアとニュージーランドは、1995年に共同食品基準システムに関するオーストラリア・ニュージーランド政府間協定（Agreement between the Government of Australia and the Government of New Zealand Concerning a Joint Food Standards System⁷）を締結し、統一的な食品基準を共同で作成してきた。しかし、前述のように、全ての食品基準が共通化されているわけではなく、ニュージーランドが独自に食品基準を設定している分野が存在する。

ニュージーランド政府は食品規制閣僚会議にも参加しており、オーストラリアの各州と同様に1票の投票権を有する。しかし、決定された政策ガイドラインをニュージーランドで適用させる義務は生じない。ガイドライン適用の是非はニュージーランド国内で決定することができる。また、ニュージーランド政府はFSANZの理事会に3名を推薦する権利を有する。

⁶ <http://www.nzfsa.govt.nz/labelling-composition/publications/regulation-of-food-in-nz/index.htm>

⁷ <http://www.nzfsa.govt.nz/labelling-composition/publications/treaty/treaty.pdf>

図表 1-7 オーストラリア・ニュージーランドにおける食品リスク管理の役割分担

	表示、原材料、化学物質、微生物に関する規制	一次産品の衛生、安全、多くの農薬、獣医薬	基準の実施と執行
オーストラリア	共通した食品基準の採用 FSANZ	FSANZ	各州・準州
ニュージーランド		NZFSA	NZFSA

(資料) NZFSA “Food Regulatory Environment” より作成。

第2章 オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関 (FSANZ)

1. 根拠法

オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関 (FSANZ ; Food Standards Australia New Zealand、以下、FSANZ) は、1991年オーストラリア・ニュージーランド食品基準法 (Food Standards Australia New Zealand Act 1991、以下、FSANZ Act⁸) のセクション6に基づく独立した機関である。二国間共通の単一の食品基準作成機関を設けることについて、連邦政府と州・準州政府間の協定 (2000年の政府間食品規制協定書を通じて) 及び、オーストラリア政府とニュージーランド政府の協定 (条約のもと) を締結したことにより成立した。

前述のように、1996年に設立された ANZFA を改組し、2002年7月1日に FSANZ となった。

図表 1-8 FSANZの根拠法

PART 2 機関の設立、機能、権限 (Establishment, functions and powers of the Authority)

セクション6 機関の設立

- (1) このサブセクションの開始前には ANZFA として知られていた機関は、FSANZ として存続する。

注：1901年の解釈法 (Interpretation Act) のセクション25B参照。

- (2) この機関は、
- (a) 永久継承権 (perpetual succession) を有する法人であり、
 - (b) 調印権を持ち、
 - (c) 法人名のもとで訴訟を起こす、告訴される。

注：1997年の連邦機関法人法 (Commonwealth Authorities and Companies Act 1997) は当該機関に適用される。この法律は、報告や説明責任、銀行取引、投資、職員の行為を含む、連邦機関に関連した事柄に関するものである。

- (3) すべての法廷、裁判官、司法に関わる者は、文書上の機関の調印捺印について裁判所の当然の確知義務 (judicial notice) を果たす必要があり、その文書が正式に捺印されたものとしなければならない。

以下、省略

⁸ 1991年8月19日成立

2. FSANZ の役割

FSANZ は、オーストラリアの連邦及び州、自治体といった全てのレベルの政府やニュージーランド政府、産業界、消費者、公衆衛生関係者と協力し、効果的な食品基準を開発することにより、オーストラリア及びニュージーランド両国の国民の健康と安全を保護することを目標としている。

この目標を達成するために、FSANZ は生産から販売までのリスク評価を担当している。FSANZ は食品規制閣僚会議で承認された食品政策フレームワークに則り、食品表示や原材料、添加物、汚染、微生物の基準、一次産品、食品の取り扱いに関する食品基準を開発している。これはオーストラリアで生産ないし販売のために輸入される全ての食品に適用される。

FSANZ の役割は、FSANZ Act の 7 条で規定されている。オーストラリアとニュージーランドで販売される食品について、表示や原材料、汚染に関する基準の作成・変更・見直しを行う。また、オーストラリアに限定して、食品安全のための食品基準を作成したり、全国的な食品サーベイランスやリコールの調整を行ったり、あるいは輸入食品に関する研究活動や評価指針の作成を行うことを責務としている。このほか、より良い選択ができるように消費者に情報を提供したり、消費者や産業に関する様々な調査研究を行ったり、食事暴露のモデル化や科学的リスク評価を実施することも FSANZ の役割となっている。FSANZ はこれらの役割を果たす際には、州・準州政府やニュージーランド政府、その他の関係者等との密接に連携を図っている。

図表 1-9 FSANZ の役割

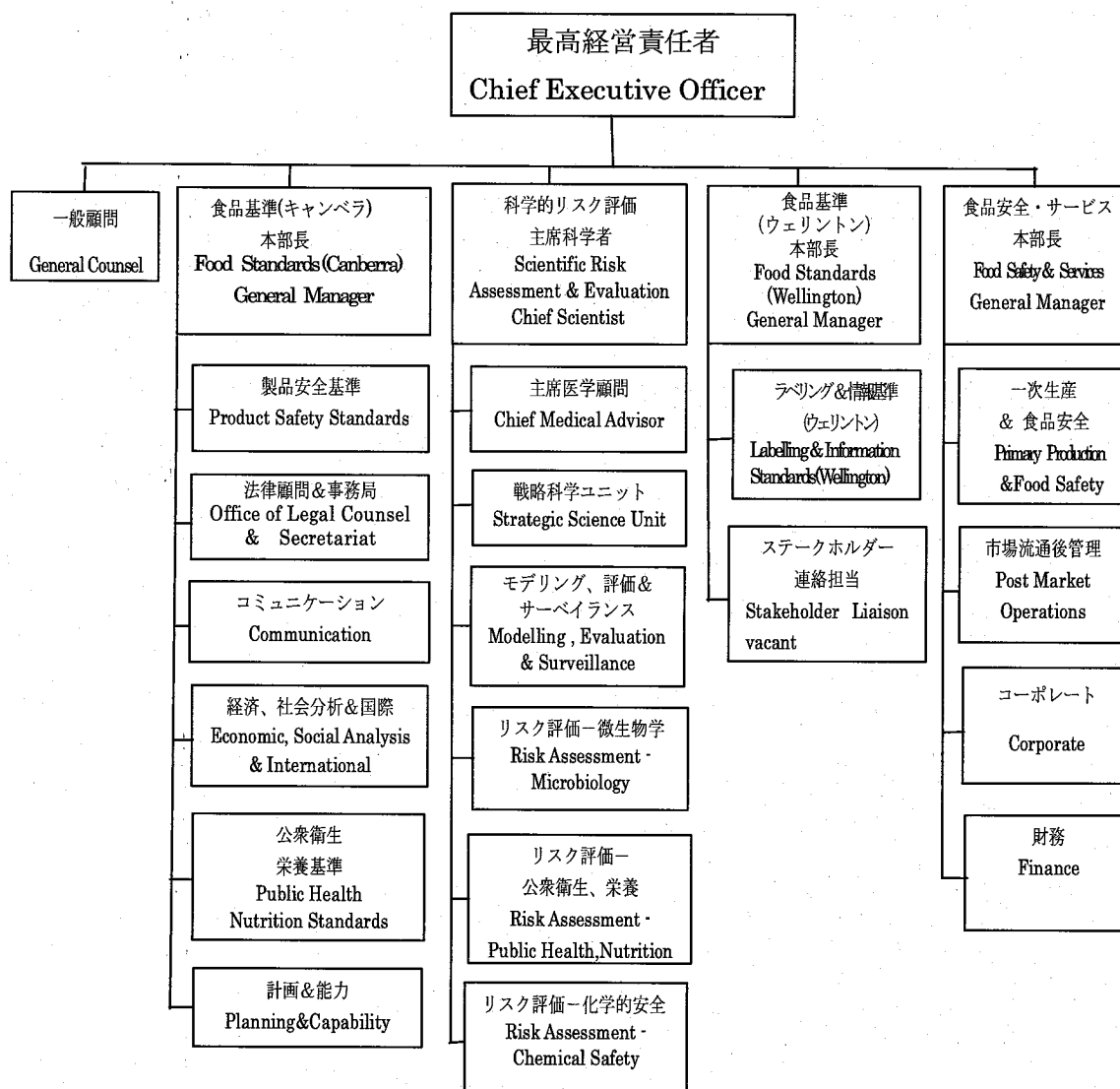
- ・食品基準及び食品業界のために業務規範の作成・変更・見直しを行うこと
- ・食品基準コード及びその解釈ガイドラインを公表すること
- ・オーストラリア及びニュージーランド両国の基準を国際的に利用されている基準と一致させるようにすること
- ・食品に関する州・準州の法律と整合性を持たせるようにすること
- ・所管 (jurisdictions) 及び食品業界が食品基準を実施する際に支援を行うこと
- ・オーストラリア国内の食品に関する監視、サーベイランス、執行を調整すること
- ・食品基準に関連する研究や調査を行うこと
- ・食育のイニシアティブを開発し、国民を支援するための情報を公開すること
- ・オーストラリア国内における食品のリコールを調整すること
- ・輸入食品のリスク評価を行うこと
- ・閣僚に対して食品に関する技術的な助言を行うこと
- ・基準に関する、国際的な交渉や地域間の交渉、二国間交渉に参加すること

(資料) FSANZ “Corporate Plan 2003-2006”より作成。

3. 組織

FSANZ は、「食品基準部門（キャンベラ）」、「食品基準部門（ウェリントン）」、「科学的リスク評価部門（Scientific Risk Assessment & Evaluation）」及び「食品安全サービス部門（Food Safety & Services）」といった4つの部門で構成されている。組織図は次のとおりである。

図表 1- 10 FSANZ の組織図



(資料) FSANZ “Organisational Structure as of December 2005”より作成

2003年に行われた外部の「戦略的見直し (Strategic Review)」の調査結果を受けて、リスクマネジメントと公衆衛生及び安全上の問題に関するリスク評価を機能分離し、FSANZの科学的機能を強化し、ウェリントン事務所の役割を拡張することを狙い、4つの本部に組織改正された。

2005年6月現在のスタッフ数は132名(有期雇用(non-ongoing)27名を含む)であり、このうち121名がキャンベラ、10名がウェリントンに在籍している⁹。

⁹ このほか、タスマニアに職員が1名いる。

4. 委員会

委員会（Board）の主な役割は、食品基準コードに関する修正案の作成と見直し、自らの決定を食品規制閣僚会議に報告することとされている。委員会は12人の委員で構成されている。FSANZのCEOを除き、全ての委員が非常勤である。委員は、保健高齢化大臣が各州・準州の大臣との協議を通じて、また、ニュージーランド政府や消費者団体等からの推薦を受けて、保健高齢化大臣が任命する。FSANZ Act 40条(1)では、委員会のメンバーは次のように規定されている。

図表 1- 11 FSANZ の委員会メンバー

<ul style="list-style-type: none"> ・議長 ・CEO ・ニュージーランドの主務閣僚が推薦した者 3 名 ・消費者団体が推薦した者 1 名 ・国立保健医療研究会議（NHMRC ; National Health and Medical Research Council、以下、NHMRC）が推薦した者 1 名 ・科学や公衆衛生に関する目的で設立された組織・公的機関が推薦した者 3 名 ・食品産業に関する目的で設立された組織・公的機関が推薦した者 2 名
--

また、各委員は、次のいずれか 1 つ以上の専門分野を持つ者と定められている。このような要件は、消費者団体と NHMRC 以外からの推薦者に対して要求されている。

図表 1- 12 FSANZ の委員に求められる専門分野

委 員	専門分野
<ul style="list-style-type: none"> ・議長 ・ニュージーランドの主務閣僚からの推薦者のうち 2 名 	下記の全ての分野のうちいずれか
<ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドの主務閣僚からの推薦者のうち 1 名 ・科学や公衆衛生に関する目的で設立された組織・公的機関からの推薦者 	公衆衛生、消費者問題、食品科学、食品アレルギー、栄養、医科学、微生物学、食品安全、食品工学、獣医学
<ul style="list-style-type: none"> ・食品産業に関する目的で設立された組織・公的機関からの推薦者 	食品産業、食品加工・小売、農水産品生産、中小企業、国際貿易、政府、食品規制

各委員は FSANZ Act 50 条に基づき、自らの利害関係の状況を明らかにしなくてはならな

いこととされている。実際に、各委員が所属している団体や出資している会社名等がインターネット上で公開されている。

委員会の開催は少なくとも年に 5 回は行われる。緊急の必要がある場合には電話会議を行う場合もある。2004-05 年は、委員会が 5 回、電話会議が 3 回、コミュニティフォーラムが 2 回開催された¹⁰。

¹⁰ FSANZ “Annual Report 2003-04”

5. 予算

財源の主な拠出者は、オーストラリア及びニュージーランド両政府である。ただし、オーストラリア政府からは政府予算の一部として拠出されるのに対し、ニュージーランド政府からの拠出は、FSANZがニュージーランド政府に提供しているサービスの対価（fee）とされている¹¹。

図表 1- 13 FSANZ の収支

収入	(オーストラリアドル)
オーストラリア政府からの収入	13,515,000
ニュージーランド政府からの収入	1,395,388
利息	620,977
為替差益	3,073
商品・サービス販売	1,543,924
その他	318,526
合計	17,396,888
支出	
人件費	10,995,068
商品・サービス購入費	5,492,737
減価償却費	297,044
評価損	49,324
合計	16,834,173
剰余金	562,715

(資料) FSANZ "Annual Report 2004- 05"より作成

¹¹ FSANZ Act 65 条 a 項より